日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北星学園
②設置大学名称	北星学園大学・北星学園大学短期大学部
③担当部署	総務課
④問合せ先	soumu@hokusei.ac.jp
⑤点検結果の確 定日	2025年9月17日
⑥点検結果の公 表日	2025年9月18日
⑦点検結果の掲 載先 URL	https://houjin.hokusei.ac.jp/disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1 — 1 ①	説明
	m = 1 2
建学の精神等の基	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとす
本理念及び教育目	る多様なステークホルダーに対して、ウェブサイト等を通じ
的の明示	て広く明示しています。
	(建学の精神等)
	https://www.hokusei.ac.jp/ideal/founding_principle/
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位	学生等に対して 3 つのポリシーに基づき入学から卒業に至る
授与の方針」、「教	までの学びの道筋を明確に示すとともに、ナンバリングやカ
育過程編成・実施	リキュラム・マップを作成し、学生が理解しやすくなるよう
の方針」及び「入	工夫しています。また、自己点検・評価結果に基づき、教育
学者受入れの方	の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。
針」の実質化	(教育研究目的と教育方針)
	https://www.hokusei.ac.jp/ideal/policy/
	(自己点検評価報告書)
	https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/evaluation2/
実施項目 1 - 1 ③	説明
教学組織の権限と	全学の意思決定機関として、学長を議長とする「大学評議
役割の明確化	会」を置き、大学の運営に係る重要な事項を審議することと
	しています。
	北星学園大学 学則及び北星学園大学短期大学部 学則並びに
	北星学園大学 大学規程に基づき、学長の責務(役割及び職務
	範囲)、学長の補佐体制(副学長・学部長の役割)及び教授会
	の役割(学長と教授会の関係)等、教学組織の権限と役割を
	明確にしています。
実施項目1-14	説明
教職協働体制の確	北星学園大学 学則及び北星学園大学短期大学部 学則並びに
保	北星学園大学 大学規程に基づき、教員と職員等が、適切に分
	担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育
	研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めていま
	す。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上	北星学園大学 FD・SD に関する規程に基づき、ファカルテ
に係る取組みの基	ィ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメン
本方針・年次計画	ト(SD)に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質
の策定及び推進	向上に向けた研修を実施しています。
ツ水圧及い 性性	

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

が 1 2 中が I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策	策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴
定方針の明確化及	取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教
び具体性のある計	学及び経営に関する具体策を盛り込んでいます。法人及び各
画の策定	学校で策定した中長期計画は、常任理事会、理事会の審議を
	経て決定しています。
	(中長期計画)
	https://www.hokusei.ac.jp/hgu/wp-
	content/uploads/2023/06/14cd421746add802619fde65b5527a
	db. pdf
実施項目1-2②	説明
計画実現のための	計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し
進捗管理	その結果を、ウェブサイト等を通じて内外に公表するととも
	に、必要に応じて計画の修正を行います。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応え	建学の精神に基づき、地域社会・国際社会での活動に携わる
る人材の育成	人材を育成するとともに、社会人入学選抜を設け、地域の多
	様な社会人の受入れや、北星オープンユニバーシティをはじ
	めとする各種講座を開講し、図書館など本学の教育機能を地
	域社会に開放することで、生涯学習など多様な学習機会を提
	供しています。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連	本学における教育・研究から生まれた「知と技」を、自治
携の推進	体、企業・団体、非営利組織等と連携し、地域の福祉、教
	育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献してい
	ます。
	特に大学が所在する札幌市厚別区と札幌副都心開発公社との
	三者連携協定を 2008 年に締結し、厚別区の課題解決等に寄
	与しています。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する	外国人留学生選抜の実施やアクセシビリティ支援室における
体制の充実	修学上の困難を感じている学生への支援等で、性別、年齢、
	障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受入れる
	学内環境・体制の整備・充実に努めています。

実施項目2-2②	説明
役員等への女性登	北星学園役員等候補者選考委員会内規に基づき、役員や評議
用の配慮	員等への女性登用に配慮しています。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

까欠! □ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者
針の明確化及び選	選考委員会内規」で理事の責務を踏まえた人材確保の方針等
任過程の透明性の	を明確にするとともに、「学校法人北星学園寄附行為」、「北
確保	星学園理事・監事、評議員及び会計監査人選任内規」及び
	「理事選任機関議事規則」で選任過程の透明性を確保してい
	ます。
実施項目3-12	説明
理事会運営の透明	理事会を定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開
性の確保及び評議	催し、法令及び「学校法人北星学園寄附行為」に従い、必要
員会との協働体制	な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執
の確立	行上の重要事項を審議、決定しています。
	「学校法人北星学園寄附行為」及び「理事会議事規則」で理
	事会の役割及び責務を明確にするとともに評議員会との建設
	的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保して
	います。
	理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の
	日常業務運営は、理事長、常務理事(業務執行理事)、常任
	理事で構成される常任理事会で審議し、執行しています。常
	任理事会の運営に関することは「常任理事会規程」「常任理
	事会議事規則」に定め、適切に常務理事会の運営を行ってい
	ます。
実施項目3-13	説明
理事への情報提	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得でき
供・研修機会の充	るよう、新任・外部を含む理事に対し、学内研修会への参加
実	及び理事・監事を対象とした研究会を実施し、情報提供・研
	修機会の確保・充実に努めています。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、「学
人の選任基準の明	校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者選考
確化及び選任過程	委員会内規」で人材確保の方針等を明確にするとともに、
の透明性の確保	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園理事・監事、
	評議員及び会計監査人選任内規」で選任過程の透明性を確保
	しています。

実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園内部監査規
及び内部監査室等	程」に基づき、監査の基準・計画を策定するとともに、監
の連携	事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査
	計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っていま
	す。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提	監事が十分な監査ができるよう、学内研修会への参加及びセ
供・研修機会の充	ミナーへの参加依頼を行い、監事業務を支援するための情報
実	提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者
や属性・構成割合	選考委員会内規」で学校法人設立の経緯や建学の精神との調
についての考え方	和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限
の明確化及び選任	割合の考え方を明確にするとともに、「学校法人北星学園寄
過程の透明性の確	附行為」及び「北星学園理事・監事、評議員及び会計監査人
保	選任内規」で選任過程の透明性を確保しています。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園評議員会議事
明性の確保及び理	規則」で評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確に
事会との協働体制	するとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確
の確立	立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得でき
供・研修機会の充	るよう、新任・外部を含む評議員に対し、学内研修会の参加
実	を案内し、情報提供・研修機会の確保・充実に努めていま
	す。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュア	事象に応じた北星学園大学 危機管理マニュアルを整備する
ルの整備及び事業	とともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧の
継続計画の策定・	ための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させて
活用	います。
	法人において「北星学園リスク管理規程」「北星学園リスク
	対策本部運営要綱」を定め、リスクの顕在化防止に努める
	等、リスク管理体制を整備しています。

実施項目3-4②	説明
法令等遵守のため	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取組むと
の体制整備	ともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の
	設置など、「学校法人北星学園公益通報者の保護等に関する規
	程」に基づき、内部通報体制を整備しています。また、外部相談
	窓口も設置しています。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のた	情報公開をする対象者、方法、項目等を明らかにした「北星
めの方針の策定	学園大学 情報公表ポリシー」を策定し、情報公開を推進し
	ています。
	また法人のウェブサイトにおいて、役員名簿、事業計画書・
	事業報告書(財務情報等)、役員の報酬等の支給基準などに
	ついて公開しています。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダー	用語解説や記号の意味等の分かりやすい説明を付すなど、説
への理解促進のた	明方法を常に工夫し、ウェブサイトや紙媒体等を活用して、
めの公開の工夫	幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明